

国内経済要録

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の変更

ニューヨークにおける市中金利の上昇に伴い、本邦側甲種外国為替公認銀行では米ドル建輸入ユーザンス金利を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
4月17日	年利 5.5%以上	年利 5.625%以上

◇カナダ国通貨表示外国為替引当貸付の利子歩合変更

カナダ国内の金利変動に伴い、本行はカナダ国通貨表示期限付輸出手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
4月30日	日歩 1銭	日歩 1銭1厘

◇接収貴金属等の処理に関する法律 (昭和34年4月7日成立)

戦後連合軍占領軍により無償で接収をうけた金、銀、白金、ダイヤモンドなどで、その後日本政府に引き渡された貴金属などを被接収者に返還することとしその手続きを規定したもので、大要以下の通り。

- (1) 被接収者は法律施行の日から5か月以内に限り大蔵大臣に対し返還の請求をすることができる。
- (2) 権利者不明の分および交易営団、中央物資活用協会、金銀運営会、金銀製品商連盟の分は国に帰属する。
- (3) 返還を受けた者(本行、専売公社、電々公社、地方公共団体などを除く)から貴金属などの価格(法律施行日現在で評価)の2割を国に納付させる。
- (4) 返還の認定・評価、納付金額の査定などのため大蔵省内に接収貴金属等処理審議会を置く。
- (5) 大蔵大臣は保管貴金属などの返還に関する事務の一部を本行に取り扱わせることができる。

◇昭和34年度一般会計予算補正第1号成立

4月8日、標記の補正予算が成立した。歳出は国際通貨基金および国際復興開発銀行への出資額が増額されたことに伴う必要経費であり、財源としては「国際通貨基金および国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律」(下記)に基づく本行納付金を見込んでいる。

(歳入追加額)	(歳出追加額)
日本銀行特別納付金 251億円	国際通貨基金および国際復興開発銀行出資経費 251億円

(注) 34年度一般会計予算規模は今回の予算補正で14,443億円となった。

◇国際通貨基金および国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律 (昭和34年4月8日成立)

改正内容は、国際通貨基金に対する出資額が250百万ドルから500百万ドルへ、国際復興開発銀行に対する出資額が250百万ドルから666百万ドルへ増額されたことに伴い、出資額に関する規定を改めるとともに、その増額により必要となる財源(注)を確保するため、本行の所有に属する金地金のうち大蔵大臣の指定するものにつき再評価を行ない、評価差額を国庫に納付させることにしたものである。

(注) 国際通貨基金に対する出資の一部は国債による払込、国際復興開発銀行に対する出資の一部は未払込が認められているため、当面必要とされる財源は両者合わせて邦貨換算251億円となる。

◇日本輸出入銀行法の一部を改正する法律 (昭和34年4月8日成立)

改正の要点は、業務の円滑な運営に資するため政府出資金を70億円増額し、資本金を458億円(改正前388億円)としたものである。

◇最低賃金法 (昭和34年4月7日成立)

内容は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額をきめ、使用者にそれ以上の賃金を支払うことを義務づけるものである。その目的は、①低賃金労働者の労働条件の改善および生活の安定を図ること、②最低賃金制の確立を通じて中小企業ないし零細企業の経営の合理化を推進し、業者間の公正な競争の確保に資することなどにある。

最低賃金は、主として最低賃金に関する業者間協定に基づき、業種、職種または地域別にそれぞれ企業の実態に即して決められることとなつているが、政府はその決定に当つては、労働者、使用者および公益を代表する各同数の委員から成る最低賃金審議会の意見をきき、これを尊重しなければならない定めとなつている。

◇国民年金法 (昭和34年4月9日成立)

目的は、老齢、廃疾、死亡によつて国民生活の安定が損われることを国民の共同連帯により防止しようとするもので、その概要は次の通り。

- (1) 厚生年金、恩給などの現行公的年金制度の対象者は国民年金の対象から除外する。現行公的年金制度と本制度との関係については、今後検討を加え別途処理することとする。

(2) 年金の種類は、原則として拠出制の老齢、障害、母子、遺児、寡婦の各年金とするが、特例として無拠出制の老齢、障害、母子の各福祉年金を設ける。
 (3) 制度開始時、年齢的に必要条件を充たしえないものが出てくるため、被保険者および給付額について経過的特例を設ける。

(4) 国庫は事務費用、当該年度において納付された保険料総額の1/2相当額および福祉年金の全額を負担する。
 (5) 保険料は、35歳未満月100円、35歳以上月150円。
 (6) 福祉年金の適用は34年11月から、保険料徴収は36年4月から開始する。

種類	拠出制		無拠出制(福祉年金)	
	給付条件	支給額(年)	給付条件	支給額(年)
老齢年金	65歳以上、保険料納付期間25年以上	24~42千円	70歳以上	12千円
障害	初診月までの保険料納付期間15年以上	24~42千円 障害の度合により加算	厚生年金保険の1級程度の障害者	18千円
母子	夫の死亡当時夫によつて生計を維持した妻で、18歳未満の子を有する者、保険料納付期間15年以上	19.2~25.2千円 子2人目から4.8千円加算	16歳未満の子のいる母子世帯で25歳以上の子のいない者	12千円 子2人目から2.4千円加算
遺児	父または母の死亡当時父または母により生計を維持した18歳未満の子、保険料納付期間15年以上	7.2~10.5千円 子2人目から4.8千円加算		
寡婦	夫の死亡当時夫により生計を維持した寡婦で、婚姻関係10年以上の者、保険料納付期間15年以上	夫の受けるべき給付の半額		

(注) 福祉年金の給付制限……現行公的年金対象者、受給資格者の所得が前年において13万円以上に及ぶ者、世帯所得が前年50万円以上の者には給付しない。

外国為替収支状況 (単位・百万ドル)

◇昭和33年度中の外国為替収支状況

昭和33年度中の外国為替収支は、受取 3,574 百万ドル(前年度比64百万ドル減)、支払 3,028 百万ドル(前年度比907百万ドル減)、差引収支は 546 百万ドルの受超となつた(前年度払超 297 百万ドル)。なお、支払繰延べ残高の減少(32 百万ドル)を調整した実質収支は受超 578 百万ドル(前年度払超 118 百万ドル)に達し、戦後最高の黒字を示した。

これは、①輸入の著減により貿易収支が好転(前年度払超 528 百万ドル、本年度受超 240 百万ドル)をみたことのほか、②インバクトローンなど中長期債務の増加を中心として一般貿易外収支が改善(昨年度比払超額 115 百万ドル減)をみたためである。

区分	33年度中	前年度中	増減
受取	3,574	3,638	- 64
輸出	2,728	2,819	- 91
特需	489	529	- 40
一般貿易外	357	290	67
(インバクトローン)	(86)	(18)	(68)
(外債)	(29)	(0)	(29)
支払	3,028	3,935	- 907
輸入	2,488	3,347	- 859
貿易外	540	588	- 48
差引収支(△)尻	546	△ 297	843
支払繰延べ増減	- 32	- 179	147
実質収支(△)尻	578	△ 118	696

(注) 本行為替管理局調べ。